

令和 2 年市議会 3 月定例会

施政方針説明

令和 2 年 2 月 2 1 日

令和 2 年市議会 3 月定例会施政方針説明

○ 令和 2 年市議会 3 月定例会の開催にあたりまして、令和 2 年度の市政運営の方針と当面する諸課題について、ご報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

○ はじめに新型コロナウイルス対策について申し上げます。

2019年12月以降、中国^{こほくしょうぶかんし}湖北省武漢市に居住するかたを中心に新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が断続的に発生しております。

世界保健機構（WHO）には2019年12月31日に報告されており、当初は原因不明とのことでしたが、2020年1月7日に原因が新種のコロナウイルスと特定され、1月13日にタイではじめて中国以外の国で陽性が確認されて以降、世界的に拡散し、日本においては罹患歴のある方がいたということが1月16日に発表されました。

その後、1月24日に国内2例目の事例として、東京都内の病院に入院していた武漢市からの旅行者に感染があったことの発表及び、市に対しての情報提供があり、それを受けて当市では即日、市ホームページにて市民の皆さまに健康への注意喚起に努めたところでございます。

その後の市の対応といたしましては、政府が1月28日に閣議決定にて「指定感染症」としたことを受け、1月30日に臨時経営会議を開催いたしました。会議では各部での情報共有を図ると

ともに、公共施設や乳幼児施設に対応に係るポスター掲示等を活用し、市民や市内の高齢者施設、乳幼児施設に対してうがい・手洗いの励行を呼びかけること、そして公共施設にはアルコール消毒液の常備を継続することを確認し、職員に対しても、うがい・手洗いの励行や窓口対応に際して極力マスクを着用することを指示いたしました。

その後も国や都の動向に注視してまいりましたが、国内における感染者の増加に伴い、国や都の各種イベントの中止や延期、自粛の発表が見受けられるようになってまいりました。

2月17日時点では、多摩小平保健所からは「まだ一律に各種イベントを中止、延期、自粛する段階にはない」との話もあり、国や都の指示もないことから、現段階ではイベントに係る対応は主催者側の判断によるものと捉えておりますが、市長として市民のいのちと健康を守ることを第一に考え、一昨日2月19日に「第1回新型コロナウイルスに係る対策会議」を開催し、市主催のイベントに関しましては「屋内で、かつ参加者の密着、接触の度合いが強いと思われるイベントに関しては開催の延期あるいは中止を検討すること。ただし、イベント内容により、一律の規制ではないこと。」、そして「市主催ではないイベントに関しては、この考え方を目安にしてご検討いただくこと。」また、改めて「イベントを開催する際は、参加者にマスク着用をお願いするとともに、出入口付近にアルコール消毒液を設置すること。」を指示いたしました。

さらに市職員に対しましては、「新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診の目安及び感染予防について」、日常の健康管理に

対する注意喚起及び発熱等の風邪症状が見られるときは無理せず休むこと、また、不特定多数が密集する通勤時間帯の公共交通機関の使用を避けるため、業務に支障のない範囲での時差勤務を積極的に活用することなどを通知したところでございます。

また、当市は東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて中国のホストタウンであることや、蘇州市と友好交流都市となっていること等から市役所にもお問い合わせがございましたが、当面の間は来訪予定もないことから、現時点では推移を見守り、情報収集に努めてまいります。

今後も国や都の動向を注視し、市民のいのちと健康を守るため、適時、適切な対応を進めてまいります。

- それでは、はじめに、第5次総合計画等の策定、第5次行財政改革大綱の策定に向けた取組みについてご報告を申し上げます。

第5次総合計画につきましては、平成30年11月に総合計画審議会へ基本構想についての諮問をさせていただき、これまで長期間にわたってさまざまな観点から多くのご議論をいただいております。

各種の基礎調査や将来予測を踏まえ、多様なワークショップやアンケートなどにおける、多くの市民の方からの貴重なご意見を基に、基本構想をとりまとめていただき、令和2年1月に、審議会を代表して和田清美^{わだきよみ}会長より答申をいただきました。

基本構想の中では、10年後に目指す市の姿として、「みどりにぎわい いろどり豊かに 笑顔つながる 東村山」を将来都市像の案とさせていただきます。

人口減少・少子高齢化という時代の大きな転換期を迎え、科学技術の進展など社会環境が急激に変化し、持続的な発展が大きな課題となっている中で、誰もが笑顔で生涯にわたり幸せに暮らすことができ、多様な魅力をもったまちで、さまざまな人がその個性を活かし、高めあいながら、笑顔でつながり、さらにその笑顔が未来にもつながるようなまちづくりを進めることを表現しております。

この将来都市像は、これまでの議論やご意見を踏まえ、さまざまな構成要素やキーワードから検討を重ねてきたもので、多くの市民の方と目指すべき方向性のイメージを共有できるものと考えており、審議会からもご賛同をいただくことができました。

特に、第5次総合計画では、「わたしたちのSDGs」というサブタイトルを掲げております。

貧困や環境など地球規模のさまざまな課題の解決が求められている中で、国の枠を超え地球に生きる私たち共通の責務を認識し、世界の潮流を意識しながら、人口減少時代を迎える中でも持続可能な東村山づくりを進めることが重要です。

いただいた基本構想の推進のために、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を目指した持続可能なまちづくりの具体的な方向性の検討を進めているところであり、持続可能な地球のために東村山市として貢献していくことを目指してまいります。

現在、答申を受けてとりまとめた基本構想案についてのパブリックコメントと各町における市民説明会を実施しており、今後も令和2年度のできるだけ早い時期に市議会へ提案できるよう基本

構想案の最終的な調整を行うとともに、内閣府が募集している「SDGs 未来都市」への選定を目指すことも視野に入れながら前期基本計画および令和3年度版実施計画の策定作業を進めてまいります。

また、総合計画と並んで市政運営の柱としている行財政改革大綱の策定につきましても、将来予測を踏まえた人口減少局面における成長社会からの転換、加速する技術革新や変化する市民生活などの背景を踏まえ、具体的な内容についての議論を本格的にスタートしております。

2月に開催された行財政改革審議会でも、基本理念の素案や具体的な方向性を明らかにするための基本方針のイメージをお示したところであります。

時代に適応した職員や組織、職場環境のあり方や多様な主体との協働の推進、先進技術の活用なども含めた経営資源の最適化といった視点から、大綱の内容についての議論を深めており、新たな時代へ対応していくための生産性の向上や創造性の発揮、より広い視点での協働の推進や先進的な技術を活用した良質な市民サービスの提供、政策の効果や業務プロセスの効率の向上による経営資源の最適化などを目指してまいりたいと考えております。

今後は、総合計画の基本構想で示された目指すべきまちの姿を踏まえ、新たな視点をもった行財政改革により、持続可能なまちづくりが一層進展するよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 次に、都市計画マスタープランの改定について申し上げます。

第2次となる都市計画マスタープランは、平成30年度より現行計画の総括や今後の方向性の検討を開始し、令和元年度には市民参加の取組みとして市センター地区整備構想も含めた「まちづくりオープンハウス」を市内3箇所にて開催いたしました。

当日は、パネル展示やスライド上映等とともに職員からまちづくりの取組み状況をご説明し、多世代の皆さまよりご意見をいただきました。ご来場いただいた皆さまに、改めてお礼申し上げます。

また昨日2月20日に、これまでいただいたご意見とともに、第5次総合計画の検討内容とも整合を図り、「第2次東村山市都市計画マスタープラン中間のまとめ」を公表し、あわせて意見募集を開始したところでございます。中間のまとめでは、まちづくり方針の案なども示しておりますので、市民の皆さまから忌憚りの無いご意見をいただければと考えております。

令和2年度においては、現在行っております市民意見募集の結果も踏まえ、夏頃には「地域別まちづくり懇談会」を開催するなど検討を深めてまいります。

さらに、都市計画審議会での議論や東京都との調整を進めるとともに、第5次総合計画や市センター地区整備構想など関連する計画との整合を図り、改定作業に取り組んでまいります。

○ 次に、東村山市創生総合戦略の延伸について申し上げます。

現在、令和3年度を初年度とする第5次総合計画を含む5つの計画・構想について、相互に連携・調整を図りながら策定を進めており、第2期総合戦略につきましても、第5次総合計画と一体的

に検討を進めているところであります。

第2期総合戦略の策定にあたり、市の最上位計画である第5次総合計画と計画開始年度を一致させることで、東村山創生に向け、総合的に取組みを推進することが可能になると考え、東村山市創生総合戦略推進協議会において協議した結果、現行の総合戦略の計画期間を令和2年度末まで1年間延伸し、第2期総合戦略は、令和3年度を初年度とする5年間の計画とすることといたしました。

これにより、数値目標や重要業績評価指標（KPI）の一部見直しも行い、来月には延伸の方針とともに公表する予定であります。

○ 次に、公民連携の推進について申し上げます。

令和元年7月にスタートした民間事業者提案制度につきましては、27件の提案を採択し、現在、事業化に向けた詳細協議を進めているところでございます。

この制度を進めている中で、現時点において大きく2つの成果を感じております。

一つ目は、今回いただいた提案はどれも、私たち行政の発想では考えつかないようなアイデアにより、市民サービスの向上、行政の生産性の向上、そして民間事業者のビジネスチャンスの創出などを実現しようという意欲にあふれた提案であるということです。

地元事業者を含めた多くの事業者と知恵を出し合って地域の課題解決や新たな価値の創出を目指すということは、まさに私の目指す地域のオープンイノベーションであり、今回その基礎をつく

ることができたことは大きな価値があるととらえております。

二つ目は、職員の取組み姿勢の変化であります。

提案を事業化するためには、コストや運用面での課題など、いくつものハードルを乗り越えていく必要がありますが、職員たちは今、できない理由を考えるのではなく、どうしたらできるのかを考えるという姿勢をもって、組織の縦割りを超えて連携しながら詳細協議に取り組んでおります。

こうした一連のプロセスにおける職員の体験こそが、東村山市の未来を切り開いていく上での大きな財産になるものと考えております。

今回の取組みを契機に、今後もサウンディング型市場調査や公民連携地域プラットフォーム、そして民間事業者提案制度など、これまで実践を重ねてつくりあげてきたツールや仕組みを駆使しながら、これまで以上に公民連携を推進し、持続可能な公共サービスの実現を目指してまいりたいと考えております。

○ 次に令和2年度予算編成について申し上げます。

「将来都市像の実現を目指し、第4次総合計画の総仕上げとなる予算」と位置付けた令和2年度当初予算案について、特徴的なことを申し上げます。

一般会計の予算規模は575億3千995万円で、令和元年度対比3.1パーセント、17億2千230万5千円増と過去最大となりました。

第4次総合計画の取組の成果と課題を的確に捉え、第5次総合計画へつなげることを意識し、限られた財源を効果的に活用し、

「住みたい・住み続けたいまちの実現」に向けて最大限の効果を
生み出せるよう実施計画事業の選定を行い、予算化を図ったうえで、なお、
不足する財源については、年度間の財源調整機能として財政調整基
金繰入金 10 億 4 千 8 8 万円を計上したところです。

引き続き、中・長期的な財政運営の視点に立ち、行財政改革の
取組みにより生み出した財源を、財政調整基金をはじめとした基
金に積み立てるとともに、残高に注視しつつ、弾力的・効果的に
活用していく所存であります。

○ 次に各特別会計及び公営企業会計予算案の概要について申し上げ
ます。

○ はじめに、令和 2 年度国民健康保険事業特別会計予算について
申し上げます。

予算規模は歳入歳出総額 1 5 3 億 6 5 万円で、令和元年度と比べ、
1 億 6 千 7 7 5 万 3 千円、約 1.1 パーセントの減となっております。

歳入では、国民健康保険税をはじめ、保険給付費等交付金など、
歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金など、東京
都から提示された額も含め、適正に計上いたしております。

○ 続きまして、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計予算についま
して申し上げます。

予算規模は歳入歳出総額 3 8 億 7 千 1 7 万 1 千円で、令和元年度
と比べ、1 億 4 2 7 万円で、約 2.8 パーセントの増となっております。

歳入では後期高齢者医療保険料をはじめ繰入金など、歳出は東京都後期高齢者医療広域連合に対する負担金などを適正に計上しております。

- 続きまして、令和2年度介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度となります。予算規模は歳入歳出総額136億1千910万円で、令和元年度と比べ、9億2千572万3千円、約7.3パーセントの増となっております。歳入では、介護保険料をはじめ支払基金交付金など、歳出では、保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

- 続きまして、下水道事業会計予算について申し上げます。

令和2年度より地方公営企業法の財務規定を適用し、官公庁会計から公営企業会計に移行するため、これまでの歳入歳出予算は、管理運営に係る経費を計上する収益的収入及び支出と、建設改良等に係る経費を計上する資本的収入及び支出に変更となります。

予算規模は、収益的収入28億5千588万8千円、収益的支出28億2千399万9千円、資本的収入21億4千84万3千円、資本的支出29億3千902万3千円でございます。

汚水事業では、都市計画道路3・3・8号線及び3・4・5号線の築造に伴う管渠布設工事や管路の耐震化にむけた工事費のほか、下水道施設の更新費用を平準化させ、計画的な維持管理を行うためのストックマネジメント実施方針策定費を計上しております。

また、雨水事業では、令和元年度に引き続き、空堀川左岸第二

排水区（その２）工事を予定しております。

- 次に令和２年度の組織・定数につきまして申し上げます。

第４次総合計画の最終年度となる令和２年度の組織体制は、現行の組織体制を安定的に推進することを基本としつつ、令和３年度より始まる第５次総合計画へ各施策の成果を着実につなげられるよう、必要な見直しを行う予定であります。

見直しの主な内容としましては、子ども家庭部につきまして、地域の子育て支援体制のより一層の強化や幼児教育・保育の無償化をはじめとする子育て支援制度の改正等に的確に対応するため、子ども育成課及び、子育て支援課の２課を「地域子育て課」、「保育幼稚園課」、「子ども保健・給付課」の３課に再編いたします。

また、資源循環部につきまして、老朽化が進んでいる秋水園のごみ焼却施設について、今後も市民生活に影響が出ないように、安全かつ安定的にごみ処理を継続していくために、新しい可燃ごみ処理施設の整備を図ることを目的に「秋水園施設整備課」を新設いたします。

このほか、経営政策部情報政策課につきまして、庁内業務のＲＰＡ化や自治体クラウド導入などをより一層推進するため、ＩＣＴ推進担当主査を配置いたします。

これらの見直しにより、令和２年度の組織体制につきましては、１１部６０課２主幹１５３係体制とし、職員数につきましては、７９０名とする予定でございます。

令和２年度は、第４次総合計画の総仕上げとなる年度であると同時に、令和３年度からスタートする第５次総合計画の筋道を立

てる大変重要な年度でありますことから、限られた人員を適正に配置し、新たな組織体制のもと、理事者・職員が一丸となって諸課題に取り組んでまいり所存であります。

- それでは、市政運営の方針とその施策について、第4次総合計画基本構想の基本目標に沿って申し上げます。
- まず、基本目標1「みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち」の実現に向けた施策であります。
- はじめに、第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画の策定について申し上げます。

現行の子ども・子育て支援事業計画は、子どもの健やかな成長を図ることを目的として策定されたものであり、市ではこの計画に基づき、保育所等の待機児童対策をはじめとしたさまざまな課題の解消に資する施策を実行してきたところであります。

この計画を継承する第2期計画につきましては、この間の子育て環境の変化を踏まえ、平成30年度以降、東村山市子ども・子育て会議において全9回に及ぶ審議を行い、本年1月に実施したパブリックコメントを踏まえて、現在最終的な調整を進めており、3月末には策定となる予定でございます。

令和2年4月からは、本計画に基づき、教育・保育等の提供体制を整えていくとともに、地域の子育て支援を充実させ、子育て世帯が孤立することなく、地域全体で子どもの健やかな育ちを支える施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

- 続きまして、待機児童解消に向けた取組みについて申し上げます。

一般社団法人クレイドルから、小規模保育事業の事業計画の提案がなされたことにつきましては、先の12月定例会においてご説明させていただいたところであり、この間、令和2年4月以降の認可に向けた具体的な協議・調整を進めてまいりました。

現在、賃貸物件を活用した施設整備等が概ね完了し、事業者から認可に関する申請がなされたことをうけ、地域型保育事業の認可権者として審査を行うなど、適切な認可事務を執行していくとともに、ご利用を希望する保護者のかたへの周知も併せて開始させていただいたところでございます。

なお、本件につきましては、令和2年2月6日に開催された、第6回東村山市こども・子育て会議において、事業計画等についてご説明申し上げ、委員からのご意見をお伺いしたうえで認可に関し、ご了解をいただいたところでございます。

今後も、保育の需給バランスを考慮しながら、引き続き待機児童解消に向けた取組みを推進してまいります。

- 続きまして、学校施設に新設する4つの児童クラブ等について申し上げます。

先の12月定例会最終日にて、これら4つの児童クラブの運営を担う、指定管理者の指定についてご可決賜りましたことを受け、12月26日、「株式会社こどもの森」「株式会社明日葉」それぞれによる保護者説明会が開催されたところでございます。

本説明会では、令和2年度の児童クラブ入会に係る手続きを円滑に実施するため、運営や保育に関する方針、事業概要などのご案内のほか、出席された保護者との意見交換が行われました。

今後とも令和2年4月の開設に向け、指定管理者及び学校との具体的な協議・調整等を進めるとともに、引き続き丁寧に保護者の皆さまへのご案内等を進めてまいりたいと考えております。

また、児童館・児童クラブの今後の運営の方向性等につきましては、「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」において、引き続きご議論いただいているところであり、昨日2月20日に開催された第4回検討会議においては、これまでの議論を振り返りながら、児童クラブのみならず児童館も含めた今後のあり方に関する意見交換をお願いし、検討会からは「令和2年度も当面の間検討を継続し、丁寧に議論を行っていききたい」旨の意向が示されたところでございます。

私としましても、将来にわたる児童館・児童クラブ事業の充実・発展については、「子育てするなら東村山」の実現に向けた大変重要な取組みの一つであると認識しており、こうしたご意向を尊重し、児童館・児童クラブの今後の運営の方向性等について、引き続き、ぜひ丁寧な議論をお願いしたいと考えているところでございます。

- 続きまして、いじめや児童虐待防止の取組みについて申し上げます。

子どもを巡る虐待やいじめの問題は年々増加を続け、全国的にも深刻な社会問題となっており、大変痛ましい事件も後を絶たな

い状況が続いております。

市では、児童虐待防止の取組みとして「東村山市児童虐待防止対策に関する庁内連携会議」による意識の共有や、地域社会を含めた関係機関と密接な連携を図ることで、児童虐待の未然防止と早期発見の体制整備の強化を進めてきたところであります。

また、いじめの根絶に向け、これまで学校・家庭・地域が一体となって進めてきた取組みをさらに強化するため、市長部局と教育委員会が連携して「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定したところでございます。

本年4月1日からは、保護者による体罰の禁止や、市町村及び児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化などが盛り込まれた「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されることを踏まえ、東村山市として虐待やいじめにより子どもの命や心が脅かされることのないよう全力で取り組むとともに、「子どもたちが笑顔で安心して暮らせるまち」の実現に向け、市長としてのメッセージを、今後お示しさせていただきたいと考えております。

子どもたちは私たちにとって大切な存在であり、その一人ひとりが私たちの未来を託せるかけがえのない存在です。私は、児童虐待やいじめから東村山の子どもたちを守るため、この課題に全力で取り組む所存であります。

- 次に、社会福祉センターにおける新規事業の開始について申し上げます。

社会福祉センターでは、令和2年4月から、これまでの集会施設

及び福祉作業所の提供に加え、新たに就労サポートセンター、地域交流スペース、知的障害者余暇活動の場の提供を開始する予定でございます。

就労サポートセンターは、働く意欲がありながらも年齢や、家族状況等により自身での就労活動が困難な方に対して、職業紹介・斡旋を行う相談事業であります。

また、地域交流スペース、及び知的障害者余暇活動としては、地域の皆さまが気軽に立ち寄って交流する場や、知的障害のある方の就労後の余暇の場を提供する事業であります。

4月の開始にあたりましては、高齢者向けの家計セミナーや、「なごやか文庫 だいふるほんいち 大古本市」などのイベントを開催するなど、多くの市民の皆さまに社会福祉センターをご利用いただけるよう、引き続き準備を進めてまいります。

- 続きまして、障害のある方やそのご家族等の高齢化や親亡き後を見据え、地域全体で障害のある方を支える仕組みである「地域生活支援拠点」の当市の整備に向けた進捗状況について、申し上げます。

地域生活支援拠点の整備に関しましては、国から令和2年度中に整備することを求められているほか、東村山市第5期障害福祉計画においても整備することを位置付けております。

当市では、「東村山市基幹相談支援センター るーと」を軸として、面的整備をするため、昨年12月17日に、地域の障害福祉サービス事業所や医療機関等を対象に、「地域生活支援拠点の整備に関する説明会」を開催し、現在、協定書の締結に向けた協議等に着手し

ており、令和2年4月に整備ができる見込みが整ってまいりました。

引き続き、地域の事業所等のご協力をいただきながら、地域生活支援拠点の整備に向けた諸調整を進めてまいります。

- 続きまして、東村山市地域包括ケア推進計画（第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定について申し上げます。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期計画につきましては、これまで構築・推進してきた「地域包括ケアシステム東村山モデル」をさらに推進し、東村山の地域性に根差したシステムを構築するために、国の動向だけでなく、当市の現状と課題、社会資源などを踏まえたものとなります。

市といたしましては、計画の策定に当たり、市民の意向を十分に把握するため、令和元年11月から令和2年1月に「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基礎調査」を実施いたしました。

現在、集計・分析作業中ではありますが、令和2年4月以降、東村山市地域包括ケア推進協議会や医療・介護連携推進委員会等の協力を得て、地域包括ケア推進計画の見直し・策定に着実に取り組んでまいります。

- 続きまして、東村山市自殺対策推進計画の策定について申し上げます。

自殺対策につきましては、全ての人が「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるよう、都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされておりました。

当市におきましては、国から示された「市町村自殺対策計画策定の手引」に基づき、「東村山市いのち支える自殺対策推進協議会」、「東村山市いのち支える自殺対策推進本部」、「東村山市いのち支える庁内連絡会」での協議を経て「東村山市自殺対策推進計画」を策定しているところであり、3月末の公表を予定いたしております。

計画では国から示された「地域自殺対策パッケージ」の中で全国的に実施することが望ましいとされている「基本パッケージ」の5つの施策群を「基本施策」として位置付け、また、国が地域の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」に基づき推奨される重点パッケージの対策を「重点施策」として位置付けております。

市では誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、さまざまな事業に「自殺対策」の観点を持ち、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策を有機的に連携させた全庁的な取り組みで行ってまいります。

- 次に、多言語対応のためのタブレット導入について申し上げます。

平成31年4月、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、当市におきましても今後ますます外国人人口の増加が予想されることから、まだ日本語が上手く使えない外国人の方々とのコミュニケーションツールとして、翻訳アプリを搭載したタブレット端末を導入いたします。

現在、当市では外国人市民の相談や情報提供は、日本語、英語、

中国語、韓国語の4言語による対応を行っておりますが、さまざまな国から来日した外国人の母語全てに対応する事は困難であります。

今回導入するアプリを使用することで、11言語の音声翻訳が出来、テキスト翻訳では30言語の翻訳が可能になります。

タブレット端末は各窓口を中心に設置し、現在、取組んでおります「やさしい日本語」と併せ、全庁的に多言語対応を推進してまいります。

○ 次に、基本目標2「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」の実現に向けた施策であります。

○ はじめに学校施設の整備等について2点申し上げます。

まず、1点目として、体育館空調設備設置についてです。

各中学校とも既存の体育館に空調設備を設置した際の効果が認められるとの調査結果を踏まえ、令和2年度に調査を実施した全中学校の体育館に空調設備の整備を進めてまいりたいと考えております。

今後、工事スケジュール等を含め、詳細について協議を行い出来る限り学校の授業等に影響が出ないように対応してまいりたいと考えております。

2点目として、東村山第四中学校におけるブロック塀改修工事の入札不調について、改めて入札を行い、令和元年12月19日に契約を締結したところでございます。こちらについても、限られた期間でございしますが、年度内に完了すべく現在工事を実施し

ております。

これに伴い、予定していた市立小・中学校のブロック塀の安全対策が完了するものでございます。

- 続きまして、児童・生徒の通学路の安全対策について申し上げます。

これまでも各学校での合同点検の結果等を踏まえ、「安全確認員の配置」や、「ガードレール」、「グリーンベルト」、「防犯カメラ」の設置など、さまざまな対策を講じてきたところでございます。

令和2年度においても、これまでの安全対策を継続するとともに、東京都の「登下校区域防犯設備整備補助事業」を活用し、中学校の通学路への「防犯カメラ」の設置など、児童・生徒の安全確保の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、登下校時等で、子どもたちが不審者等に遭遇した場合、一時的に避難できる場所としてご協力をいただいている「はっく君の家」につきまして、ご協力をいただいている市内326軒の方々へ令和元年12月3日付でハガキを送付し、日頃の御礼と共に、ご意見・ご要望等を伺い、更なる安全対策に繋げてまいりたいと考えております。

これらの対策を含め、今後も児童・生徒の安全確保を最優先に教育環境の整備に鋭意取り組んでまいります。

- 続きまして、学校における働き方改革について申し上げます。

令和元年度において市立小学校全校に導入作業を進めてまいりました成績処理支援システムについては、令和2年度より本格的

に稼働いたします。

また、業務時間外における「応答メッセージ機能付き電話設備」を市立小・中学校に令和2年度中に導入いたします。

このことにより教員の事務の効率化や生産性の向上を図り、より良い教育環境の実現に繋げていくとともに、学校における働き方改革をさらに推進してまいりたいと考えております。

- 続きまして、中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた準備について申し上げます。

現在、令和3年度に萩山小学校への「自閉症・情緒障害特別支援学級」の開設に向けて準備を進めているところですが、当学級を卒業した児童の進学先が課題となっておりました。

この課題の解消に向け検討を進めた結果、特別支援学級として整備し、運用が可能な教室の状況などを踏まえ、東村山第四中学校への開設をすることといたしました。

令和4年度4月の開設に向け、準備委員会での協議を中心に令和2年度には施設整備のための実施設計を行い、令和3年度には施設整備の工事と入級相談を実施いたします。

今後も特別な教育的ニーズのある児童・生徒が持てる力を最大限の伸ばすことができるように、切れ目のない教育環境の整備に向けて取組んでまいります。

- 次に、東村山市いじめ防止等のための基本的な方針の策定について、今般、方針がまとまりましたのでご報告いたします。

市議会政策研究会からの提言を受け、これまで教育委員会が主体

となり策定しておりました「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」を市長部局も主体的に関わり、策定を行うこととしたものでありますが、策定に当たりましては、総合教育会議において協議をし、令和元年11月6日から25日までパブリックコメントを実施いたしました。

今回策定した方針では、いじめ対策について、市における取り組み、学校における取り組みについて整理し、重大事態への対処における市長部局と教育委員会のそれぞれの役割について整理し、フロー図を追加いたしました。

市といたしましては、本基本方針に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応を重視して、いじめ対策の一層の強化を図るとともに、保護者や地域の方々と連携して市全体で子どもたちの健全育成に取り組んでまいります。

- 次に、東京2020オリンピック・パラリンピック事業の取り組み状況について申し上げます。

はじめに、聖火リレーについて申し上げます。

昨年末に東京2020組織委員会から聖火リレーの全国の詳細なルートが発表されました。東村山市は、7月14日(火)に東大和市から聖火を受け取り、午後6時頃に東村山駅東口ロータリーをスタート。3・4・27号線、通称さくら通りと所沢街道を經由して、午後7時頃に国立療養所多磨全生園をゴールとする全長約3.9キロメートルのルートに決定いたしました。なお、ランナーの人数等、詳細な内容については、今後東京2020組織委員会より順次公表されるものと伺っております。

当日は多くの市民の皆さまに沿道で応援していただき、盛大に聖火を歓迎していただきますようお願い申し上げます。

そして、その日の聖火リレー最終ゴール地である多磨全生園において、聖火の到着を祝うイベント、セレブレーションが開催される運びになっております。

聖火リレーのセレブレーションが「人権の森構想」を推し進める多磨全生園で開催されることは、大変意義深いことであり、「全員が自己ベスト・多様性と調和・未来への継承」という東京2020オリンピック大会ビジョンを最も具現化するものと言え、大会ビジョンに掲げられた「世界にポジティブな改革をもたらす」契機になるものと確信しております。

当日は、会場にお集まりの方や国内外の多くの皆さまに、改めて生命（いのち）と平和の尊さ、人間としての尊厳や人権の大切さを強く訴え、戦争と差別のない未来に向かっての大きなレガシーとして、喜びや感動が心に残り、さらに生きる希望と勇気が湧きあがる一日となるよう取組んでまいります。

さて、東村山市における最大のイベントと言っても過言ではない、この聖火リレーとセレブレーションを成功に導くためには、市民の皆さまによるボランティア活動が大変重要でございます。

市では、現在、「東村山キャスト」という名称で市独自のボランティアを460名ほど募集しております。聖火リレー、セレブレーションに参加する方、そして観にいらっしゃる方々が笑顔で過ごしていただけるよう、多くの市民の皆さまに「おもてなしの心」を持って「東村山キャスト」としてお支えいただきたいと考えております。

- 続きまして、東京2020オリンピック・パラリンピックの競技観戦について申し上げます。

市立中学校第1学年から第3学年までの生徒は、主にオリンピック種目である陸上競技や近代五種を観戦します。

また、市立小学校第5学年及び6学年の児童は、主にパラリンピック種目であるパラ陸上競技、パラ卓球や車いすバスケットボールを観戦します。

小・中学校ともに、会場はオリンピックスタジアム、調布市の東京スタジアムや武蔵野の森総合スポーツプラザにて観戦を予定しています。

市といたしましても、子どもたち一人ひとりの心にかげがえのない記憶となる貴重な機会となるよう各学校と連携強化してまいります。

- 続きまして、ボッチャ事業の展開について申し上げます。

過日、1月25日（土）には、2月16日（日）に武蔵野市にて開催された東京都市町村ボッチャ大会の代表を決める予選会が市民スポーツセンターで行われ、熱戦が繰り広げられました。本大会において、東村山市代表チームは、57チームが参加する中、本市1位代表として出場した「らら」チームが、見事準優勝の成績を収めたところでございます。

なお、明日2月22日（土）には、スポーツ推進委員会主催の「第1回ボッチャひがっしーCUP」が一般40チーム、ファミリー21チーム、合計61チームと多くの方の参加のもと開催され

る運びとなっておりましたが、新型コロナウイルスに関連した感染者が日本国内でも確認されたことから、当市におきましても対策を検討し、また、スポーツ推進委員会と協議を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策として大会開催の中止を決定させていただくことといたしました。

多くの方が心待ちにしておりました大会ではございますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○ 次に、基本目標 3 「みんなでつくる安全・安心とうるおいを実感できるまち」の実現に向けた施策であります。

○ はじめに、みどりの基本計画の改定について申し上げます。

次期のみどりの基本計画は、令和元年度に検討を開始し、現在、緑被や緑地の現況調査及び現行計画の実施状況の評価とともに、今後の方向性の取りまとめ作業を行っております。

令和 2 年度につきましては、これまでの検討結果を踏まえ、目標となる基本方針などについて、市民の皆さまはじめ事業者の意見や、緑化審議会での議論をいただきながら、作業を進めてまいります。

また、現在、東京都では、緑の総量を減らさないという目標と合わせ、緑施策の大きな方向性を示すとともに、都市計画公園・緑地の整備促進などの取組みを明らかにするため「緑確保の総合的な方針」及び「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定作業が進められており、去る 2 月 13 日には、いずれも案が公表されパブリックコメントを実施しております。

当市のみどりの基本計画としても、これら都の方針をはじめ、第5次総合計画など関連する計画との整合を図り、令和2年度末の改定を目指し、検討を進めてまいります。

○ 次に、東村山市環境基本計画策定について申し上げます。

2015年パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択され、翌2016年に発動した気候変動対策の世界的な枠組みである「パリ協定」がいよいよ本年2020年より本格運用されます。

「パリ協定」では世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのため、できるだけ早く世界に温室効果ガス排出量をピークアウトし、今世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させることを世界共通の目標として掲げております。

これらの世界的な動向を受け、我が国でも「地球温暖化対策計画」「第五次環境基本計画」「気候変動適応計画」が閣議決定されるなど、地球環境問題への対策が進められているところでございます。

当市におきましても、環境に関する全ての施策を体系化し、総合的かつ計画的に環境行政を推進することを目的として、平成16年にはじめて東村山市環境基本計画を策定し、地球環境問題についても取組んできたところでございます。

現計画は令和2年度で計画期間が終了となることから、新たな計画の策定に向け、令和元年度において市の環境を取り巻く現状や現計画の進捗状況、市民・事業者の環境に関するニーズなどの基礎調査と計画に関する課題の整理を行ってまいりました。

令和2年度にはこれらの調査結果等をもとに、国や都の動向を踏まえつつ、またSDGsと関係づけて策定している第5次総合計画との整合性も図りながら現計画を全面改定し、持続可能な地球の実現に貢献する東村山市を目指した新たな計画を策定してまいります。

- 次に、ごみ焼却施設整備基本計画の策定に向けての取組みについて申し上げます。

これまで、秋水園のごみ焼却施設の老朽化に伴い、今後も市民生活に影響が出ないように、安全かつ安定的なごみ処理を継続すべく、新たな可燃ごみ処理施設についての検討を重ねてまいりましたが、意見交換会や説明会などを通じて、市民の皆さまからさまざまなご意見を頂戴し、おかげさまをもちまして、令和元年12月に、「東村山市ごみ処理施設整備基本方針」の策定に至ることができました。

今後、本基本方針に基づき、ごみ焼却施設建設のために必要な基本仕様や施設配置、周辺地域における生活環境影響調査項目、施設建設及び運営方式などの内容について検討を行い、ごみ焼却施設整備基本計画の策定を進めてまいります。

また、施設整備基本計画の策定にあたっては、特に、基本方針にあるように、整備用地が現在と同じ秋水園に決定したことから、秋水園周辺にお住まいの方々はもちろんのこと、公募市民や学識経験者などの専門家を交えた検討の場を設けるとともに、基本方針策定に引き続き、幅広く市民の皆さまのご意見をうかがう機会を設けながら、丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

- 次に、「災害時における国立療養所多磨全生園の施設等の利用に関する協定締結について」ご報告いたします。

ご案内の通り、平成30年11月より多磨全生園、入所者自治会、市の三者による定例的な意見交換の場を開催し、人権の森構想推進に向けた定例的な意見交換の場を設けてまいりましたが、この意見交換の場での議題の1つとして、多磨全生園を市の防災拠点の1つとして活用できないか検討をさせていただいてきたところでございますが、この度、多磨全生園及び入所者自治会の皆さまからもご賛同をいただきましたことから、一昨日の2月19日、多磨全生園内で協定締結の調印式を執り行わせていただきました。

なお、厚生労働省幹部の方にお聞きしたところ、全国にある13の国立ハンセン病療養所において、今回のような所在自治体と災害時協定を結ぶのは初めての取組みとのことでした。

調印式には、多磨全生園石井園長、入所者自治会藤田副会長にご列席いただき、国民共有の財産である多磨全生園の将来構想に掲げられた地域との共生・開放に向け、大きな一歩を踏み出せたものと感じております。

協定では、東村山市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、多磨全生園を避難場所や災害対応の拠点として、入所者の皆さまの居住を妨げない範囲で利用させていただくことを目的とする予定であり、協定締結後は当市の喫緊の課題である新規防災備蓄倉庫の設置に向けて、具体的な協議をはじめてまいりたいと考えております。

厚生労働省をはじめ、多磨全生園、そして入所者自治会の皆さまからも防災拠点としての活用については、快くご理解を賜ったほか、積

極的なご意見も頂戴し、スピード感をもって協定締結に向けて協議を進めることができました。この場をお借りし、あらためて関係各位に厚く御礼を申し上げます。

この度の協定や7月14日に開催される聖火リレーセレブレーションといった多磨全生園を取り巻く新たな流れは、人権の大切さと差別のない共生社会の実現を目指す私たちの決意を広く国内外に発信する重要な機会となりますことはこれまでも申し上げてきたとおりでございます。

引き続き、令和という新時代に新たな歴史の扉を開くべく、しっかりと取組んでまいり所存でございます。

○ 次に、基本目標4「みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち」の実現に向けた施策であります。

○ はじめに、東村山駅周辺のまちづくりについて申し上げます。

駅周辺のまちづくりは、東村山駅周辺まちづくり基本計画に基づき、さまざまな検討を進めております。鉄道高架下の活用については、令和元年度において、市内で活用意向調査を実施したところであり、令和2年度では、あらたにインターネットを活用して、意見を募集することを検討しております。これまで頂いたさまざまな意見とあわせて検討を進め、市としての高架下の活用に関する考え方をまとめていきたいと考えています。

また、課題となっております東口駅前広場についても、交通結節機能の向上や歩行者中心の誰もが利用しやすい駅前広場といった、東村山駅周辺まちづくり基本計画で示された方向性ととともに、

土地活用意向調査を実施した駅東南地区の土地活用の意向も踏まえまして、検討を進めてまいります。

さらに、東西地域の一体化を目指した新たな東西動線の実現に向けて、道路の概略設計など必要な検討も進めてまいります。

また、東村山駅西口地区で用地折衝を継続しております、都市計画道路3・4・9号線及び市道第280号線1や、鷹の道の拡幅事業については、令和2年度におきましても積極的に取り組んでまいります。

○ 次に、東村山駅付近の連続立体交差事業について申し上げます。

昨年11月に駅の改札が橋上から地下へ切り替わるなど、工事は順調に進んでおり、現在、駅付近では高架橋の構築工事が、その他の箇所では高架橋の基礎工事や仮線敷設工事が進められております。

今後につきましては3月21日土曜日の終電車後に、新宿線上り線の市役所付近において仮線切替えが行われる予定であり、府中街道の北側の踏切位置が北に移設され、踏切を横断する距離が長くなります。また、令和2年度は、改札切り替え前の橋上駅舎が全て除却されるとともに、引き続き各所において高架化に向けた工事が行われます。

近隣にお住まいの方をはじめ、市民の皆さまにはご不便をおかけし、また、ご協力をお願いすることになりますが、東京都及び西武鉄道と連携して、安全対策を万全に講じて工事を進めてまいりますので、引き続き、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 次に、公共施設マネジメントの推進について申し上げます。

市ではこれまで、包括施設管理委託の導入や学校施設の活用による児童クラブの整備、施設再生ケーススタディブックの作成、出張講座の実施など、公共施設の最適化に向けたさまざまな取り組みを展開してまいりました。

これらの取り組みを実践していく中で、市民をはじめとする関係者と丁寧に対話しながら、従来の考え方や手法にとらわれることなく、組織の縦割りを超えて新たな取り組みに積極的にチャレンジするという、東村山市流のスタイルができあがりつつあり、大きな手ごたえを感じております。

一方で、公共施設の老朽化はこの間も確実に進行しており、公共施設の更新問題という大きな危機が過ぎ去ったわけではありません。

むしろ、多くの施設が次々に更新時期を迎えるこの先10年、20年こそが本番であり、今後も弛むことなく、不断の努力をもって公共施設マネジメントに取り組んでいかななくてはならないと考えております。

令和2年度は、公共施設等総合管理計画の改訂や包括施設管理委託の更新などを予定しており、当市の公共施設マネジメントにおける大きな節目の年となりますので、これまでの成果や課題をしっかりと総括し、令和3年度から始まる第5次総合計画での新たなステージへとつなげてまいりたいと考えております。

○ 次に、都市計画道路の整備について申し上げます。

第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業で進めております

都市計画道路 3・4・5号線の都道 226号線から都市計画道路 3・4・27号線さくら通りまでの新規区間約 560メートル、都市計画道路 3・4・10号線及び 3・4・31号線の弁天橋付近から正福寺付近を經由し都道 128号線までの約 550メートル、第四次事業化計画に位置付く都市計画道路 3・4・10号線の都市計画道路 3・3・8号線から弁天橋付近までの約 560メートル、これらいずれの路線も、令和元年度に都市計画事業認可を取得し、関係権利者の皆さまを対象に、1月から2月にかけて用地補償説明会を開催したところでございます。

当日は、用地取得の流れや、一般的な補償内容についてご説明させていただきました。令和2年度から用地取得を開始し、令和8年度末の完成に向け、着実に取り組んでまいり所存ですので、皆さまのご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業で進めている 3・4・5号線の東久留米市境から都道 226号線までの継続区間についてですが、現在、事業着手から 10年が経過し、用地取得率は約 98パーセントとなっております。この間事業にご協力をいただきました皆さまに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

3・4・5号線は、継続区間と接続する東久留米市側の道路は既に完成しており、また先程申し上げました新規区間も事業着手となっております。加えて、3・4・27号線さくら通りも開通するなど、道路ネットワークの構築には不可欠で、早期の完成が求められております。

以上のような状況を踏まえまして、道路法により施行している

継続区間については、都市計画法の事業認可を得ることと同程度の効果を持つ土地収用法の事業認定を受け、収用適格事業とするための準備を令和2年度から進めてまいります。事業認定により直ちに土地の収用となるわけではございませんが、事業全体を確実に進めるために、手続きをはじめてまいります。

市といたしましては、用地の取得に関しては、権利者の皆さまとの任意契約を原則に折衝をすることに、いささかの変更もございません。3・4・5号線の継続区間につきましては、この原則に沿って粘り強く折衝を続けてまいります。一方で全体の道路ネットワークの整備状況等を総合的に勘案した結果、並行して事業認定に必要な手続きを進めてまいりますことをご理解賜りたいと考えております。

- 次に、東村山市有料自転車等駐輪場の指定管理者選定に向けての進捗状況について申し上げます。

令和2年度より実施いたします「東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者の選定」において、利用者サービスの更なる向上やさまざまな課題の解決につながるような幅広い提案をいただくため、平成31年4月より「東村山市有料自転車等駐輪場等の今後のあり方検討に向けたサウンディング型市場調査」を実施してまいりました。

このサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、現状の駐輪場の使用の形態にとらわれることなく、駐輪場をより使いやすく、さらにサービスの向上や放置自転車等の課題解決を図れるようにさまざまな提案の受入れを可能とするため、条例改正を行うことと

いたしました。

改正の内容としましては1点目に「利用料金制」の導入、2点目として一部無料駐輪場の有料化、3点目として総排気量125ccの自動二輪車まで受け入れを拡大するものとなります。

以上3点の内容とそれに伴う文言整理を含めて、本定例会にて条例の一部を改正し、有料自転車等駐輪場のサービス向上を目指してまいりたいと考えております。

○ 次に、認証農業者制度について申し上げます。

平成20年度より、農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者制度を推進してまいりました。農業経営の改善目標を掲げた農業経営改善計画を農業者自ら作成し、その達成に向け、市や農業関係機関が支援するもので、現在59経営体の方が、市の中核を担う農業者として東村山農業を牽引していただいております。

令和2年度より、新たに農業所得の目標額に市独自の認定基準を設けた認証農業者制度を開始し、認定農業者に次ぐ市の中核を担う農業者に対する支援に取り組むものでございます。

今後も、意欲的に取り組んでいる農業者に対する積極的な支援により、営農意欲の向上及び経営基盤の強化を図り、東村山農業の振興及び保全に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 続きまして、新たな経営相談窓口の開設について申し上げます。

平成27年度より、国の地方創生の交付金を活用しながら、市内事業者への販路拡大支援事業を実施してまいりましたが、令和2年度から、専門相談員による無料の経営相談窓口である「ビジネスサ

ポート東村山」、通称「B i s p o r t (ビスポート) 東村山」を開設いたします。

この経営相談窓口は、市内事業者や市内で起業を検討している方を対象に、売上拡大や経営改善、事業承継等のさまざまな課題について、月に2回、北庁舎1階において、東京都よろず支援拠点の経験豊富なコーディネーターが無料で相談に応じるものであります。

名称の「B i s p o r t (ビスポート) 東村山」は、「B u s i n e s s (ビジネス)」と「S u p p o r t (サポート)」、また港を意味する「P o r t (ポート)」を掛け合わせた造語であり、ビジネスに関するあらゆる悩みごとをサポートし、ここから出航し、またいつでも戻ってこられる拠点という意味合いを込めて名付けたものであります。

開設に先立ち、3月11日(水)には、いきいきプラザのマルチメディアホールにおいて、東京都よろず支援拠点のチーフコーディネーターである^{かねつなじゅん}金綱潤氏より、これまでの経営改善の成功事例を交え、売上拡大等のヒントとなる情報を提供する経営セミナーを開催する予定です。

これまでの商工会による事業のほか、本取組みにより、市内事業者のさらなる振興と、起業・創業の推進を図ってまいります。

- 続きまして、ジョブシェアセンター東村山の運営状況について申し上げます。

平成30年10月に開所してからまもなく1年半になりますが、この間稼働プロジェクトの案件数の増に伴い、2月3日時点では、

採用されたスタッフ数が今年度の目標となっていた35名までに増え、順調に事業を拡大してきたところであります。

懸案でありました市民センター1階に入る東村山就職情報室、東村山市障害者就労支援室、ほっとシティ東村山と連携した中からの就労につきましても一定の実績があがり、当初目指していた姿が実現できたものと考えております。

また、「テレワーク」の実証実験も開始しており、今後、本事業の重要業績評価指標（KPI）や次なる目標についてパーソルテンプスタッフと研究しながら、公民連携による新たな働き方改革のモデルを構築してまいりたいと考えております。

- 次に、住民情報システムの共同利用による「自治体クラウド」導入に向けた進捗について申し上げます。

令和元年度におきましては、コンサルタント事業者を活用しながら、3市職員によるグループワークにて、これまでの現状分析を踏まえた業務標準化の検討を進め、これらを基に令和元年8月末にRFI（Request For Information リクエスト フォー インフォメーション =情報提供依頼書）を実施するとともに、各事業者からシステムデモンストレーションを受けるなど、次期システムの機能要件や調達仕様書等の検討を進めて参りました。

令和2年3月からは、次期システム事業者を選定する3市合同の公募プロポーザルを開始し、令和2年7月の契約候補者決定を目指してまいります。

令和2年度は、いよいよ次期システムの構築に着手する段階となりますので、小平市・東村山市・東久留米市3市の連携をさらに

深めながら、令和4年1月の本稼働に向け、着実にプロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

- 以上、令和2年度の市政運営の方針と当面する諸課題、また、令和2年度予算の概要について申し上げてまいりました。

本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、先に申し上げました各会計及び公営企業会計の新年度予算をはじめ、東村山市印鑑条例の一部を改正する条例など、議案19件をご送付申し上げます。

いずれの議案につきましても、提案の際にご説明申し上げますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- さて、先月の末に山形県で県内最後の一店であった百貨店が経営難から閉店しました。山形市街の真ん中に立つ創業320年の老舗でしたが、1年ほど前に山形市長らが「山形から百貨店の灯^ひを消すな！」との思いで「買い物をして支えていこう」と記者会見で市民、県民に声を詰まらせ訴えられたことが報道されました。

その会見を見た市内の商業高校産業調査部の女子部員たちは「何とがさんなね！」（方言で「なんとかしなければ」）を合言葉に応援に立ち上がり、店内で顧客のアンケートを実施したのち、再建策として百貨店に15の提案を手渡したそうです。

「産調^{さんちょう}ガールズ」と呼ばれる部員たちのアンケートは1か月の間実施され、「来店回数や理由」「好きなところと改善点」など丁寧に質問し、協力してくれた方には折り紙で作った特製のカエルと飴をプレゼントしました。

折り紙には「山形唯一の百貨店。私たちは守ろうと活動していきます」と記されていたそうです。

アンケートを実施していく中で、「老舗デパートが好き」、「好きだからこそなくならないでほしい」というお客様の気持ちがあったと同時に、「協力していきたい」という声があり、部員たちは「愛されている百貨店だから無くしては駄目」という気持ちがより強くなったとのことでした。

次代を担う若い世代が生まれ育った地元・地域の危機を知り、なんとかしなければ、と立ち上がり、行動した熱い思いに多くの市民、県民が共感し希望を感じたところでもあります。

残念ながらこの思いは叶いませんでしたが、危機感をバネに立ち上がり、行動するところにこそ、共感と希望の輪が生まれ広がっていくのではないかと思います。

- 去る2月4日、渋谷スクランブルスクエアビルにある共創施設 SHIBUYA QWSにおきまして「東村山市×清瀬市×東久留米市 地域の魅力と課題を伝える市長ピッチ」という公民連携のマッチングイベントが開催されました。

主催したのは(株)Public Dots & Companyという元横浜市議会議員や元川崎市議会議員達が立ち上げた自治体と民間との橋渡しを主たる業務とする企業と(株)時事通信社で、私と清瀬市の渋谷市長、東久留米市の並木市長が公民連携事業に関心のある企業に向けて、自分のまちの魅力と課題などを短時間でプレゼンし、逆に企業数社が私たち自治体向けに事業提案を行うというイベントでした。

東村山の魅力について余すところなく語りつくしたい気持ちはやまやまでしたが、与えられた時間が僅か15分しかなかったので、私は「目指せ！三方良し 公民連携で進めるオープンイノベーション」というテーマで、リース方式による街路灯のLED化や包括施設管理委託、公共施設内でのジョブシェアセンターの開設、公民連携プラットフォームの立ち上げ、民間提案制度の創設など、ここ数年東村山市が全国に先駆けて取り組んできた公民連携事業そのものについてプレゼンテーションしたところです。

その中で私は、東村山市が他の自治体がまだ行っていないような公民連携事業に果敢にチャレンジする背景には、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化、慢性的な財政難など、当市が非常に厳しい状況に直面しており、そうした現状に多くの職員が強い危機感をもちつつ、一方で東村山の明るい未来を信じ希望を持っているからこそ、その両方をエネルギーにして熱い思いで、リスクを取りつつ新たなことにそれぞれがチャレンジしているということを強調させていただきました。

参加された企業や自治体関係者の皆さまには、私たちの先進的な取組みとともにそれを支える私たちのチャレンジングなマインドについてもご理解いただけたものと考えております。司会を務められた総務省行政評価局の箕浦龍一総務課長からは、「市長はさらっとおっしゃったが、東村山市は相当すごいことをやっていますね」と評価のコメントをいただいたところです。

さて、今年の年初は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に多くの国民が希望に胸をふくらませておりましたが、先月の半ばほどからは新型コロナウイルス感染症が中国だけで

なく我が国でも広がりはじめ、オリンピック・パラリンピックに、そして世界経済の先行きにも深刻で暗い影を投げかけるようになってきました。こうした状況下で今年は先行きを見通すことが極めて難しく、行財政運営においてもいつになく判断に迷うことが多々生じる一年となるのではないかと懸念しているところがあります。

1日も早く新型コロナウイルス感染症の流行が終息し、安心してオリンピック・パラリンピックを安全に迎えられるようにと願うばかりですが、願うだけではなく、このような時こそ正しく状況を把握・認識し、危機意識を持ちつつ未来への希望を強く持って果敢にチャレンジする姿勢を忘れないことが大切だと考えます。「何とがさんなね！」と立ち上がった山形の女子高生のように、しっかりと自分たちのまちの危機に向き合い、「自分がなんとかしなければ！」という熱い思いで行動することこそが、多くの共感を呼び起こし、新たな希望を生むことを信じ、新年度も未知なることへも果敢にチャレンジしていく決意であります。

- あらためて、議員各位、並びに、市民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、また、提案いたします諸案件のご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の発言を終わります。